竹富町景観条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び竹富町景観条例（竹富町条例第20号。以下条例という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第２条　条例第2条第4号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

1. 擁壁、垣（生け垣を除く。）、柵、塀その他これらに類するもの
2. 彫像、記念碑その他これらに類するもの
3. 煙突、排気塔その他これらに類するもの
4. 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
5. 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、公告塔その他これらに類するもの
6. 高架水槽その他これらに類するもの
7. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
8. 穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
9. 電気供給又は有線電機通信のための電線塔、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの

(10) 汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これに類する施設

(11) 墓園類

（景観計画区域内における行為の届出）

第３条　法第16条第1項の規定による届出は、竹富町景観計画区域内行為届出書（第1号様式）により別表1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

２　法第16条第2項の規定による届出は、竹富町景観計画区域内行為変更届出書（第2号様式）により別表1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

（適合通知）

第４条　町長は、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づく竹富町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、竹富町景観計画区域内における行為の制限の適合通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（届出及び勧告等の適用除外）

第５条　条例第14条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該建築物の建築面積が10平方メートル未満のもの
2. 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該建築物のうち外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の1/2未満のもの
3. 第2条に掲げた工作物の新設、増築、改築又は移転で、別表2に掲げるもの
4. 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、別表2に掲げるもの及びこれらの行為による当該工作物の外観の変更の範囲が1/2未満のもの
5. 法第16条第1項第3号に規定する開発行為は、その規模が、500平方メートル未満若しくは法面の高さが3.0メートル未満のもの
6. 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと町長が認めるもの

（景観計画審議会への意見聴取）

第6条　町長は、条例第12条及び第16条の規定による助言・指導・勧告又は命令を行おうとするときは、竹富町景観計画審議会の意見を聴くものとする。

（届出をした者に対する勧告）

第7条　法第16条第3項の規定による勧告は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等勧告書（第4号様式）によるものとする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等）

第8条　法第16条第5項に規定する通知は、竹富町景観計画区域内行為通知書（第5号様式）により別表1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

２　法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、竹富町景観計画区域内行為協議書（第6号様式）によるものとする。

（変更命令等）

第9条　法第17条第1項の規定による命令は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等命令書（第7号様式）によるものとする。

２　法第17条第4項に規定する通知は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書（第8号様式）によるものとする。

３　法第17条第5項の規定による命令は、竹富町景観計画区域内行為原状回復等命令書（第9号様式）によるものとする。

４　法第17条第7項に規定する報告は、竹富町景観計画区域内行為状況等報告書（第10号様式）によるものとする。

５　法第17条第8項及び法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、竹富町服務規程第30条に規定する身分証明書とする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第10条　町長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、竹富町景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（第11号様式）により、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（指導）

第11条　条例第16条第1項の規定による指導は、竹富町景観計画区域内行為設計変更等指導書（第12号様式）によるものとする。

（景観重要建造物の標識）

第12条　町長は、法第19条に規定する景観重建造物の指定をしたときは、法第21条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を掲載するものとする。

1. 指定番号及び指定年月日
2. 景観重要建造物の名称
3. 指定の理由となった外観の特徴

２　町長は、法第21条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

３　町長は、条例第17条第2項に規定する景観重要建造物の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

（景観重要樹木の標識）

第13条　町長は、法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしたときは、法第30条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観重要樹木の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

２　町長は、法第21条第2項の標識を、当該景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

３　町長は、条例第17条第2項に規定する景観重要樹木の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

（建築物及び工作物の高さの算定）

第14条　建築物及び土地に定着する工作物の高さは、敷地地盤面から屋上に設置されている工作物を含め、建築物の中で最も高い位置までを算定する。

２　前項の敷地地盤面に高低差がある場合は、建築物が周囲の地盤面と接する最も低い位置を敷地地盤面とする。

　（助成等の申請及び交付）

第15条　条例第21条に規定する助成等を受けようとするときは、風景づくり活動助成等申請書（様式第13号）により次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請を行うものとする。

1. 助成等を必要とする活動内容を記した実施計画書
2. その他町長が必要と認める事項

２　風景づくり活動助成等の種類は、風景づくり活動経費に対する助成、風景づくり活動の実施に必要な材料等への助成等とし、助成金の交付額等は予算の範囲内で竹富町補助金等交付規則に基づき交付するものとする。

（委任）

第16条　この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、平成25年10 月 1日から施行する。